
法定福利費を別枠計上する 「標準見積書」の作成手順

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。見積時から労務費や法定福利費が明確になっていないため、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。このため、従来の総額単価による見積だけでなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な金額を確保していくこととします。
- 国土交通省より、各専門工事業団体ごとに、見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書を作成するとともに、業界における取引実態も踏まえつつ、各社の実情に応じた法定福利費額を簡便に算定することができるよう、一定の統計データに基づく算定のための作成手順書を策定し、法定福利費の算定の参考とするよう要請がありました。 本手順書はこの要請に対応するため当協会として作成したものです。

※通知文：『標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について』(H25.5.10国交省通知)
「1. 標準見積書の活用等による法定福利費の内訳明示」に上記記載があります。

(一社)日本シャッター・ドア協会

◆ 標準見積書に計上する「法定福利費」の算出は次の2つの方法とし、手順は以下の通り。

- 1 施工見積の取付費総額から労務費を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる。
- 2 これまでの施工実績をもとに施工従事者に支払った正味労務費から各商品の単位当りの法定福利費をあらかじめ算出した上で、法定福利費を簡便に算出する。

1 2 共通事項

- 1) この法定福利費計上は、施工従事者が「法人の社員」や「5人以上の個人事業の社員」が施工に携わる場合に別枠計上し、施工従事者が「個人事業主」や「一人親方」の場合は、計上しない。ただし、公共工事では、全施工従事者への支払いが前提のため、計上する。
- 2) 見積段階では、施工従事者が、保険が適用するか否か不明の場合は、計上しておく。
- 3) 保険の適用には次の4つのパターンがあるが、細くなるため、見積上は「Aパターン」または「Bパターン」の2本立てとする。

★ 保険適用のパターン ★

Aパターン

- ・法人社員、個人事業5人以上の社員が対象となる。
- ・①雇用保険②健康保険③厚生年金の3保険が適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率計}(15.15\%)$$

Bパターン

- ・個人事業主、一人親方が対象となる。
- ・保険加入の適用外。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率}(0\%) = \text{「0」}$$

Cパターン

- ・個人事業5人未満の社員が対象となる。
- ・①雇用保険のみが適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率}(1.05\%)$$

Dパターン

- ・法人会社の社長、役員が対象となる。
- ・②健康保険③厚生年金の2保険が適用となる。

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率計(14.10\%)}$$

※ 契約時は、内訳明示された見積書を踏まえ、施工従事者の保険加入の実態や未保険加入者の今後の加入予定等を勘案し見積先と協議を行い、下請契約を締結することとする。
(上記Aパターン～Dパターンの4パターンを参考)

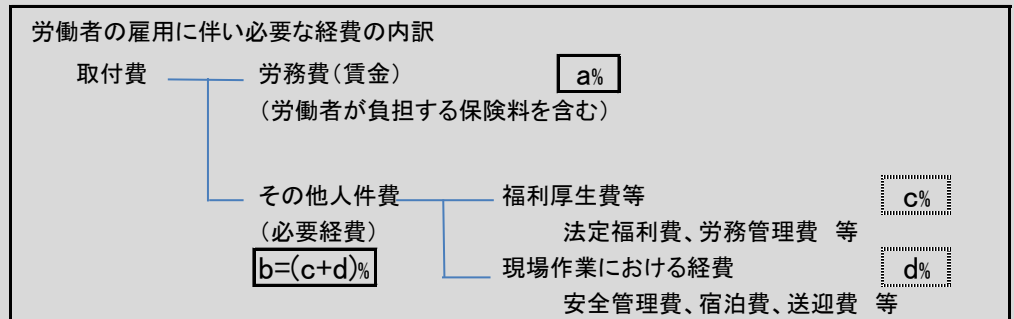
1

《取付費から法定福利費を算出する手順》

$$\text{法定福利費} = \text{取付費} \times \text{労務費率} \times \text{社会保険料率}$$

◇上記計算に用いる労務費率(※1)は次の計算式により、会員各社で算出する。

$$\text{労務費率} = \text{労務費a} / \text{取付費(労務費a+その他人件費b)}$$



【社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲】

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、 通勤手当 、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金(建退協証紙含む) 、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張日当 等
現物	① 通勤定期券 (現物で支払っている場合)	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

なお、この比率は見積提出先から説明を求められた際は、合理的に説明することが求められる。

◇上記計算に用いる社会保険料率(※2)は施工に携わる施工従事者の事業所(及び就労)形態により、上記4パターンに示すように変わる。

■ 標準見積への法定福利費計上

上記で算出した法定福利費を標準見積書に別枠計上する。その際、施工従事者が社会保険の適用、適用外により、標準見積書に計上する場合と、計上しない場合が発生する。

法定福利費 = 単位当り法定福利費額 × 数量(m²、連数等)

■ 単位当り法定福利費額の算出手順 (シャッターを例に説明していますが、ドア等も同様です。)

〈法定福利費計算シート〉 (全体)

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算			法定福利費 (支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費			
							m ² A/E	連数 B/E	支払 工事費 C/E	雇用保険	健康保険	厚生年金	合計	m ² 換算 (円) M/G	連数換算 (円) M/H		
										1.05%	5.39%	8.710%	15.150%	N	O		
					D/22	C/A	A/E	B/E	C/E	J	K	L	M	M/G	M/H		
										I × 1.05/100	I × 5.39/100	I × 8.71/100	I × 15.15/100				
軽量 シャッター	手動	サンプル1	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
		サンプル2	a'	b'	c'	d'	e'	f'	g'	h'	i'	j'	k'	l'	m'	n'	o'
		サンプル3	a''	b''	c''	d''	e''	f''	g''	h''	i''	j''	k''	l''	m''	n''	o''
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)
↓ 手順1 ↓																	
重量 シャッター	手動 (防火)	サンプル1	a'''	b'''	c'''	d'''	e'''	f'''	g'''	h'''	i'''	j'''	k'''	l'''	m'''	n'''	o'''
		サンプル2	a''''	b''''	c''''	d''''	e''''	f''''	g''''	h''''	i''''	j''''	k''''	l''''	m''''	n''''	o''''
		サンプル3	a''''	b''''	c''''	d''''	e''''	f''''	g''''	h''''	i''''	j''''	k''''	l''''	m''''	n''''	o''''
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)
↓ 手順2 ↓																	
↓ 手順3 ↓																	
↓ 手順4 ↓																	

手順1 商品(軽/重量シャッター、ドア等)ごとに上記表の「A~D」に施工実績のサンプルを数種記載する。

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	
	A	B	C	D	
軽量 シャッター	サンプル1	a	b	c	d
	サンプル2	a'	b'	c'	d'
	サンプル3	a''	b''	c''	d''
	(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)

◇入力項目

A: 取付けた商品のm²数(ドアは未入力) B: 取付けた商品の連(枚、セット)数

C: 支払工事費(工事員に支払費用) D: 取付に掛かった日数

※ 支払工事費は工事員に実際支払う金額(労務費)で、労務費以外の費用(交通費、駐車場代、高速料金、副資材等)を除いた正味労務費。

※ 1日8時間労働として算出する。

手順2 手順1で入力した工事を1か月間(22日)同条件でやり続けたと想定し、22日換算のG~Iを算出する。

※Eは所要日数を22(日)で割った比率。Fの工事単価(m²当り)は参考値。

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算				
							m ² A/E	連数 B/E	支払 工事費		
					D/22	C/A	A/E	B/E	C/E		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	a	b	c	d	e	f	g	h	i
		サンプル2	a'	b'	c'	d'	e'	f'	g'	h'	i'
		サンプル3	a''	b''	c''	d''	e''	f''	g''	h''	i''
		(平均)	AV(a)	AV(b)	AV(C)	AV(d)	AV(e)	AV(f)	AV(g)	AV(h)	AV(i)

手順3 22日換算した「支払工事費(I)」をもとに、法定福利費を算出する。

雇用保険： H25度は、保険料率1.05%なので、

・雇用保険の事業所負担額 $J = I \times 1.05 / 100$ で算出する。

健康保険： H25度、東京の保険料率5.39%(介護保険料率0.405% 含む)なので、

・健康保険の事業所負担額 $K = I \times 5.39 / 100$ で算出する。

{介護保険料率:0.405は、介護保険の対象者(40~64才)割合52.3%
に介護保険料率1.55/2を乗じて算出 $1.55/2 \times 52.3\% = 0.405(\%)$ }

厚生年金： H25度、東京の保険料率8.71%(児童手当拠出金含む)なので、

・厚生年金の事業所負担額 $L = I \times 8.71 / 100$ で算出する。

上記3保険の事業所負担額合計(M) = 法定福利費を算出する。

製品	22日換算			法定福利費 I(支払工事費) × 料率					
	m' A/E	連数 B/E	支払 工事費 I	雇用保険 1.05%	健康保険 5.39%	厚生年金 8.710%	合計 15.150%		
	G A/E	H B/E	C/E	J $I \times 1.05 / 100$	K $I \times 5.39 / 100$	L $I \times 8.71 / 100$	M $I \times 15.15 / 100$		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	g	h	i	J	K	l	m
		サンプル2	g'	h'	i'	J'	k'	l'	m'
		サンプル3	g''	h''	i''	J''	k''	l''	m''
		(平均)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)

手順4 手順3で算出した法定福利費(この例では3保険の合計)をm'や台(連)数で割ることで、単位当りの法定福利費を算出する。

サンプル数種の計算をもとに平均値を求め、商品ごとの単位当りの法定福利費を算出しておく。

製品	22日換算			法定福利費 I(支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費			
	m' A/E	連数 B/E	支払 工事費 I	雇用保険 1.05%	健康保険 5.39%	厚生年金 8.710%	合計 15.150%	m'換算 (円) N	連数換算 (円) O		
	G A/E	H B/E	C/E	J $I \times 1.05 / 100$	K $I \times 5.39 / 100$	L $I \times 8.71 / 100$	M $I \times 15.15 / 100$	M/G	M/H		
軽量 シャッター	手動	サンプル1	g	h	i	J	K	l	m	n	o
		サンプル2	g'	h'	i'	J'	k'	l'	m'	n'	o'
		サンプル3	g''	h''	i''	J''	k''	l''	m''	n''	o''
		(平均)	AV(g)	AV(h)	AV(i)	AV(j)	AV(k)	AV(l)	AV(m)	AV(n)	AV(o)

以上の手順1~4で単位当りの法定福利費が算出できるので、他の商品や、同じ商品でも仕様の違い(電動/手動、ステンレス等の化粧枠を使った仕様、他)で「単位当りの法定福利費」を算出し、準備しておく。

■ 標準見積への法定福利費計上

- ・ 上記(手順4)で算出した単位当りの法定福利費をもとに、見積を行う際に、該当商品から法定福利費を計算し、見積書に別枠で計上する。
- ・ 商品が多岐にわたる場合は材料、施工費見積の種類と同様に法定福利費を計算し、別枠計上する。(材料、施工費を合算する場合は、法定福利費も合算とする。ただし、元請より詳細提示があった場合に説明ができるようにしておく。)

■「法定福利費計算シート」のイメージ

<計算例> ※数字はサンプルであり、イメージ説明として使用しています。

製品	m ²	連数 (セット数)	※ 支払 工事費	所要日数	22日比率	工事単価	22日換算			法定福利費 (支払工事費) × 料率				単位あたり法定福利費		
							m ² A/E	連数 B/E	支払 工事費 C/E	雇用保険	健康保険	厚生年金	合計	m ² 換算 (円) M/G	連数換算 (円) M/H	
							A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
					D/22	C/A					1.05%	5.39%	8.710%	15.150%		
軽量 シャッター	サンプル1	18	3	30,000	3	0.13636	1,667	132	22	220,000	2,310	11,858	19,162	33,330	253	1,515
	サンプル2	11	1	20,000	1	0.04545	1,818	242	22	440,000	4,620	23,716	38,324	66,660	275	3,030
	サンプル3	19	2	40,000	2	0.09091	2,105	209	22	440,000	4,620	23,716	38,324	66,660	319	3,030
	(平均)	16	2	30,000	2	0.09091	1,875	176	22	330,000	3,465	17,787	28,743	49,995	284	2,273

3保険適用の Aパターンの場合

その他、標準見積書に関する注意事項等

- 1) 標準見積書の活用開始時期は、別途当協会より会員企業各位に通知することとする。
- 2) 雇用保険、健康保険、厚生年金の3保険の保険料率は、毎年変わるので正式には修正が必要となる。保険料率は毎年国土交通省より案内連絡がある。
また、健康保険料率は、都道府県によって変わるので注意する。
- 3) 下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、同様に標準見積書の活用等により法定福利費が内訳明示された見積書の作成／提出を求めるよう働きかけることとする。
- 4) なお、本計算 **2** 《単位(m²または箇所)当たり法定福利費をもとめておいて算出する方法》は、EXCELシートを添付しますので活用下さい。
- 5) 本手順書に関するお問い合わせは、協会事務局 遠藤までお願いします。

以上